

鳥取県告示第 437 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社笑和 代表取締役 梅垣忠彦	米子市富益町 4413-15	デイサービス笑和	米子市富益町 1621	介護予防通所介護	平成 20 年 4 月 25 日
医療法人昌生会 理事長 新田晴生	米子市中島二丁目 1-46	デイケア新田	米子市中島二丁目 1-46	介護予防通所リハビリテーション	平成 20 年 5 月 1 日
有限会社ライブアシスト 代表取締役 木下須賀子	米子市新開一丁目 4-20	ライブアシスト訪問看護ステーション	米子市新開一丁目 4-20	介護予防訪問看護	平成 20 年 6 月 1 日
医療法人真誠会 理事長 小田貢	米子市河崎 580	介護予防訪問リハビリテーションゆうとぴあ	米子市河崎 581-3	介護予防訪問リハビリテーション	〃